

## 規制シート(様式)

190198800470001

2016/12/28

規制の名称	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和63年法律第47号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	土地・建設産業局企画課 課長 佐竹 健次
規制目的	大都市地域において一の都府県の区域を超える広範な地域に及ぶ著しい住宅地需要が存していることから、優良な宅地開発を促進するための緊急の措置を講ずることにより、良質な住宅地の円滑な供給を図り、もって大都市地域における住民の生活の安定と当該地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	宅地開発事業計画の認定を受けた事業者は、造成宅地の処分をしようとする場合において、当該造成宅地について当該認定事業者以外に土地の所有者等が存しないときは、あらかじめ、建築物の敷地、位置、用途及び意匠に関する基準について、一部例外を除いて建築協定(建築基準法第六十九条)を定めなければならない。また、当該造成宅地について当該認定事業者以外に土地所有者等が存しないときは、一部例外を除いてあらかじめ、緑地協定(都市緑地法第五十四条第一項)を定めなければならない。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	本法に基づき良質な住宅地の円滑な供給を促進してきたが、計画の新規認定が停止した現在においても、事業者が造成宅地の処分をしようとする場合に一定の規制を設けることで、良質な住宅地の保全を図る必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		